

理委員会のあり方という2点について質問させていただきましたが、いずれにしても、住んでらっしゃる生活者、市民の方々の目線に立った行政施策というのが、国、県あるいは市でも求められているということは、これは確かなことでもありますので、これについてはこれからもいろいろチェックをしながら、あるいは提言もさせていただきますながら、まちの発展のために、あるいはまちの未来につなぐためにこれからも発言させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

高橋孝夫議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位4番、議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております3点について質問申し上げますので、明瞭な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、都市再生整備事業についてです。

さきの3月定例会において焦点となった都市再生整備事業について、6月定例会には一般会計補正予算で1,155万円が計上されています。具体的には、都市再生整備計画事業実施に当たり、観光交流拠点施設に係る具体的な施設建設後の維持管理費や経済波及効果などの調査業務委託料840万円と、観光交流拠点施設設計業務委託料315万円で、具体的な計画を示す必要があるために追加補正をするものとされています。そこで、以下3点について考え方などを伺いたいと思っております。

第1点目は、市民団体に提示をされている内容はについて、まち・住まい整備課長に伺います。

質問に入る前に、表現の仕方についておわびを申し上げます。発言通告書には市民団体という表現で記載をしましたが、この表現は適切ではないと感じますし、この際、計画検討機関と訂正をさせていただいて、あわせて市民団体というあいまいな表現をおわびを申し上げたいと思います。その上で課長にお伺いをいたします。

私は、3月定例会予算総括質疑で、もう少し計画や考え方全体をそしゃくするための時間をいただけないかと申し上げました。結果的には、この間、長井市の都市再生整備に関しての特別な議論などは議会の各級機関では行われなかったと思います。時間をいただきたいと言いながら、積極的にそしゃくをするための努力を重ねてきたとは言えない私自身、反省しなければと感じているところです。

5月24日に産業・建設委員会の協議会があり、申し上げた補正予算の説明があったと聞いておりますが、その後に計画検討機関の会合があり、その中で全体計画について資料が提示をされ検討されたという情報がありました。一部の議員はその際の資料を入手されておられるようですが、私はどのような会議がいつどこで開催をされ、どういった内容の検討がなされ、どのような確認がなされたのかも全くわかりませんし、配付された資料についてもどのようなものなのかわかりません。

そこで、この際、申し上げた会合で配付をされました資料を議会にもお示しをいただき、どのような検討が行われてどういった結論に至ったのかなどについて、できれば会議録などもお示しをいただきながらお聞かせをいただきたいと思っております。本来であれば、議会の所管である産業・建設常任委員会に資料が提示をされ報告があつてしかるべきと思っておりますが、そうではな

かったようですので、全体に明らかにしていただきたいと思います。

第2点目は、補正予算に計上されている調査や設計業務委託は何のために必要なのか、そして委託の手法はについて、まち・住まい整備課長に伺います。

産業・建設委員会協議会に示された資料によりますと、観光交流拠点施設波及効果等調査業務については一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所に委託をするということであり、その概要提案書によれば、業務の目的は、かわと道の駅及び花公園の整備、運営による経済波及効果分析を行い投資効果を把握するとともに、両施設の事業運営のあり方の検討を行い、両施設の地域経済にもたらす影響を詳細に把握するとし、業務内容では、(1)マーケット調査、(2)経済波及効果分析、(3)事業運営のあり方に関する検討を行うと提案をしています。そして産業・建設委員会協議会では、議会に対しての資料とするために業務委託を行うと説明されたとのことでした。

私は、理解を深めるため、あるいは納得をするためには時間をかけながら議論を進めていくことこそが必要だと考えてきましたから、840万円もかけて調査業務を委託をする必要性には納得できないのを感じます。必要なのは、本年1月に報告を受けた長井市観光振興計画現況調査報告書を受けて、長井市としてはどのように展開するのかという考え方を固めた上で、それを示しながらそれを土台にして議論し合うということが大切なことだと私は考えます。その最新の考え方をまとめたものとして、申し上げた計画検討機関に示した資料が最良のものというものであれば、それをもとに議論を進めていくことこそ必要なことではないかと感じます。課長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、委託先の選定について伺います。私

は、なぜ今回の委託先が一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所なのかについて、なかなか理解ができません。過去におけるほくとう総研、一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所のことですが、この研究所が受託をした調査報告書の事例についてとする資料を見ても、納得できる内容は触れられていないと感じるのは私だけではないと思います。なぜこの一般財団法人でなければならないのか。課長の率直な判断基準をお聞かせをいただきたいと思います。

同時に、契約の手法が随意契約でということですが、この場合は地方自治法で規定をしている随意契約ができる根拠をどこに求めているのか。同業他社などから複数の見積もり合わせを徴するというふうにされていますが、どのように考えておられるのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、都市再生整備構想は全計画が展開されなければならないのかについて、市長に伺います。

この点については、3月定例会予算委員会総括質疑で、町田議員が公園整備の考え方を含めて質問をされています。私は、これまで私たちに示されてきている報告書や各種資料を見て、計画されているかわと道の駅、河川緑地公園、フラワーガーデン、本町広場などなどが全部具体化されなければならないという考え方は、なかなか理解できません。必要だと思われる施設やあったほうが良いと思われる施設整備はあっても、これまでの長井市が展開してきたまちづくりで重複する施設等が多くあると考えられるものや、行政で展開しなくても民間や市民の協力で実際展開できているものや可能性があるものは多いと感じます。こういった率直な議論を進めていくことが大切なのではないでしょうか。

これまでの説明では、まず構想や考え方を国に認めてもらって以降、計画変更は可能と言わ

れてきましたが、3月の課長答弁では、一たん予算化したものについておろすということになればそれなりの理由が必要になるのではないかとされており、どこまでがどうだとは言い切れない側面も持っているようです。だとすれば、計画段階で当局も議会もきちっと向き合って議論をしていくことが不可欠と考えます。計画を進めるための予算化を優先するのではなく、計画についての議論を優先して進めながら、合意の上で展開していくことはできないのでしょうか。これまでの進め方を見ていると、いろいろなことは言っても、結局は計画全部を展開する図式になっているように感じます。議論の余地があるのか、柔軟に進めていく考えはあるのかなどについて、市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第2は、中央地区における住居表示事業の今後の展開についてです。

昭和59年12月に中央地区において住居表示が実施されました。それまでの中央地区は「小出」と「宮」に分類され、住所の表記は長井市小出何番地とか長井市宮何番地というもので、いわゆる町内会名とか、あるいは地区名は住居表示だけを見てもわからないという状況が続いてきていました。これでは郵便物や荷物などの配付、届け物の際にわかりにくいこと、長井市を訪れる方々が電信柱や各家庭に住居の表示があればわかりやすくなることなどから、これまでの住所の表記を、例えば市役所であれば長井市ままの上5番12号などというふうに変更をしてきたわけです。

昭和59年12月の実施当時は、中央地区28地区のうち、金井神、緑町、宮原、幸町の一部、そして野川地区が除外ということでスタートしました。その後、寺東土地区画整理事業が終了して舟場地区が県道寺泉舟場線以北の最上川堤防沿いに延長され、十日町二丁目も拡大し、新たに緑町が編入をされて現在の住居表示区域を形

成してきました。中央地区でいまだに小出、宮という住居表示になっているのは、小出部分では館町南の南西部分と金井神地区、宮分では宮原地区、幸町の野川左岸地区、野川地区だけとなっています。そして、住居表示の実施にあわせて土地の登記簿の表記も変更されてきたわけです。そこで、以下お伺いをいたします。

第1点目は、住居表示が実施されてから27年経過をすることになりますが、定着度はどうかについて、市民課長からお聞かせをいただきたいと思います。私は、市民の間ではおおむね良好に受け入れられていると感じていますが、どうでしょうか。担当課としてどうとらえておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、市民がどう受けとめているのか、意見や要望はどうかなどの調査が必要と思うがについて、市民課長に伺います。

1つは、昭和59年12月実施時点で、住居表示に関する法律第5条の2第2項で規定する、50人以上の連署をもって理由を付してその案の変更を請求することができるという請求の事例があったのかどうか。あったとすれば、どのような対応をしたのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、実施から今日までの間に市民などから住居表示に関する要望や意見が寄せられたことはあったのか。寄せられたとすれば、その内容はどのようなもので、どう対応してこられたのかについて、それぞれお聞かせをいただきたいと思います。

3つは、住居表示実施当初から言われ続けてきている、所属をする町内会や地区と住居表示が異なることによる要望や意見が27年を経過した今日も存在するという点についてです。

私は、実施当初から実際に属している町内会と新しくなった住居表示が異なり、その時々に応じて使い分けなければならない不便さを感じ

る、何とかならないかという声や、住居表示実施以降は属する町内会よりも住所が優先されることになり、各種名簿などには住居表示による地区名が記載されていたりすることから、小学校や中学校では住所地と地区名が違うということに戸惑いを感じているとか、市役所が発行する地区長名簿を見ても、2年前は神明町の地区長さんの住所は東町となっており、今年度では大町の地区長さんの住所は屋城町となっていて不自然さを感じるし、間違っているのではないかと考えることもある、そして、当該の地域に住む人たちからは、なぜ住所と地区名が違うのかという質問に一々答えなければならないのは本当に煩わしく感じる、住所と所属をする町内会名や地区名と一緒にするにはどうすればいいのか等の問い合わせがありますし、町内会や地区名に住所地の名を合わせることができるよう改正の機会を与えていただけるようお願いをしたいという要望の声が続いていると感じています。

住居表示を実施することによって町内会や地区名と新住所が異なる地域を有する地域、具体的には四ツ谷一丁目と花作町、神明町と東町、大町と屋城町、大町と十日町一丁目、清水町と中道一丁目などで具体的な要望等を把握する調査を進めていく必要があると思いますが、どうでしょうか。課長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

第3点目は、街区方式という手法の見直しも含めて、要望に沿った解決策を見出す時期にあるのではないかについて伺います。

長井市の住居表示は街区方式で行われています。住居表示に関する法律では、この街区方式と道路方式のいずれかの方法によるものと規定をされています。街区方式とは、道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設または河川、水路などによって区画した地域につけられる符号と、当該街区内にある建物その他の工

作物につけられる当該番号を用いて表示する方法とされていますが、27年も経過すれば、当時はあったものの現在では存在をしない作場道や小河川、水路が街区の境界とされたところも多く出てきています。

住居表示に関する法律第5条は、次のように規定をしています。1項では、街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町または字の区域があるとき、できるだけその区域を合理的なものにするよう努めなければならないとし、2項では、前項の規定により新たな町または字の区域を定めた場合には、当該町または字の名称はできるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これによりがたいときは、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものにしなければならないとされています。

これらの法の趣旨を生かしながら、申しあげましたような実施以来の各種要望にこたえるために見直しや再検証が求められていると私は感じます。わかりやすいまちづくりの一環として実施をしてきた住居表示を、より現実に近いものにしていくための取り組みを始めていくことが求められていると思います。この点についての市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っています。

第4点目は、行政が積極的に対応をについて、市長に伺います。

住居表示の実施は、住民の申請や申し出を受け付けて自治体が許可をするなどという手法で展開するものではありません。あくまでも当該市町村が住居表示の実施のために議会の議決を得て区域と表示の方法を定め、街区符号及び住居番号等をつけ、それらを公示し、関係人及び関係行政機関の長に通知し、都道府県知事に報告をして住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行うように努めるものと法では規定をしています。住民が参加できるのは、

住居表示の案が公示されてからということになります。法の規定から言えることは、住居表示に関しては当該の市町村が主体的に積極的に対応していくことが求められるということと考えられます。

先ほどから申し上げている要望などだけではなく、この間の都市計画区域の拡大や市街地区域等の拡大、そして町内会や地区内の均衡を図るためにも、これまでの住居表示区域を積極的に拡大をするということも求められていると私は感じています。これらに対処するためにも、行政が積極的に対応する姿勢と取り組みを進める体制づくりが求められると思いますし、早期に着手する必要があると思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第3は、長井市のごみ排出量が多いという記事についてです。

6月3日付の山形新聞に、2010年度末ごみの少なさ全国5位という記事が掲載をされました。内容を紹介しますと、県民1人が1日に排出するごみの量は、2010年、平成22年度末現在882グラムで、全国で5番目に少ないことが県のまとめでわかった。県循環型社会推進課によると、県民1人1日当たりのごみの排出量は、家庭系、事業系、集団回収のごみ合計量を人口で割って算出。10年度末の排出量は9年度末から27グラム減少、都道府県別では9年度末の6位から1つ順位を上げたとし、県内市町村別排出量は最も少ない金山町が558グラム、最多の三川町が1,124グラムと大きな隔たりがあると触れられています。長井市の1人1日当たりのごみの排出量は915グラムであり、県内35市町村中で28位、置賜地域では最下位、13市中では9位となっています。

私はこの記事を見て、この数値をどのようにとらえればいいのかなかなか整理をつけることができない複雑な思いを抱きました。私の頭の

中では、長井市は、ごみの減量化、そしてごみの再資源化やリサイクルに向けてごみの分別収集、そして子供会などでの集団回収などに積極的に取り組んできているし、ほかの自治体の取り組みにまさるとも劣らない内容であるととらえてきました。しかし、今回の記事の内容はその考えを覆す結果となっています。これまでの取り組みが間違っていたのか、何が課題なのか、問題なのか、今後どうすればいいのかなど、なかなか整理が付きません。そこで、以下、市民課長に伺います。

1つは、この記事で言う長井市の市民1人1日当たりの排出量が915グラムであり、最少の金山町よりも357グラムも多く、平均排出量の880グラムより多く排出している原因はどこにあると分析しておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、一くりにごみの排出量の多寡が問題なのかどうかという素朴な疑問について伺います。

今回の記事を読んだ第一印象は、ごみの排出量が多いというのはイメージ的によくないと感じたことであり、同時に、当該自治体の取り組みが十分ではない結果が示されたものということでした。

私は、ごみの総量を減らすという意味は、排出されたごみを焼却処分などを行い、その上で最終処分場に埋設しなければならない量を減らしていくことであると考えています。だから、ごみの分別収集を図ることで再資源化やリサイクルに結びつける取り組みが必要と考えてきました。いわば、ごみの排出総量ではなく分別収集の精度がどうなのかという点こそが検証されなければならないと考えます。市民個々の努力や意識がどう変わったかということが大事なことと感じます。しかし、新聞で報道されている内容を見れば、こういった点についてはほとんど触れられないままに、県内4ブロックで庄内

地域だけが一般ごみの有料化を実施していないことが影響しているようだ」と県が分析している状況は、第2次山形県循環型社会推進計画で20年度末までに排出量を820グラムまでに減らし、全国一ごみの少ない県に誘導するためのものではないのではないかと考えてしまいます。

私は、一くりにごみの排出総量を問題にするのではなく、これからの循環型社会をつくるためには市民一人一人がどう参加していけるのかという正しい道筋をきちんと示して、理解と納得の上で取り組みができるように無理なく誘導することこそ自治体の使命ではないかと考えます。その意味で、県に対して公表内容の見直しを求めることも検討していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。このままでは問題点がずれてしまうのではないかと感じます。市民課長の見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の都市再生整備事業についてでございますけれども、まず全体的な高橋議員のご質問に対するお答えとして、都市再生整備計画につきましても、なかなか議会の皆様に対してご理解いただけるような努力が足りなかったというふうに率直に反省いたしまして、3月、いわゆる予算の修正案を出されたわけでございますが、それを重く受けとめて、このたびは6月補正予算として修正案の提案理由を大道寺議員が代表して申されたわけでございますが、その中の議事録などを再度検討させていただきますと、具体的にどのような施設になるのか、また建設後の維持管理費がどの程度かかるのか、事業運営に係る内容はどのようになるのか、さらに経済効果はどの程度見込めるのか、雇用の増をど

の程度期待できるかなどが示されないことから、後年度負担増にならないかという市民の不安の声があることも踏まえた場合、具体的な内容を示した上で進めるべきではないかというような提案理由でございました。

そんなことから、それに答えるべく、残念ながら市役所の内部でこれらの内容に対して十分にお答えできる数字等々は用意できないというふうに判断いたしました。まずは最初、山形大学の人文学部のほうに相談いたしました。4名の先生といろいろ話をしたわけでございますが、山形大学としてもなかなか難しいと。市長が求められる数字を出すのは山形大学としてもなかなか難しいというふうなお話でございました。そんなことから、やはりここはシンクタンク等民間の、あるいは、できれば政府系のものがないのかなというふうには思ったわけですが、少々当たってみました。私の知ってる範囲で北海道東北開発公庫のシンクタンクの部分、現在は日本政策投資銀行として一本化されましたけれども、そのシンクタンクのほうに相談して、そこではそれ以外にも日本経済研究所であったりさまざまなシンクタンクを持っております。その中で、北海道、東北についてはいろんなデータを持っているのがほくどう総研だということで、そこの専務さんとお話をして、わかりましたということで見積もりをいただいたと、今回上程させていただいたという中身でございます。

議員のほうからありました、私が答えなきゃいけない部分については、都市再生整備構想は全計画が展開されなければならないのかということでございますが、その前にちょっと気になることがあったんですが、5月の24日に産業・建設協議会があり、申し上げた補正予算の説明があったと聞いておりますと、その後に計画検討組織の会合があり、その中で全体計画について資料が提示され検討されたという情報がありましたと、それらについて産業・建設常任委員

会にも議会にも示されていないというお話でしたけども、これは、私もその会議に出て市の考え方を申し上げました。これは国のほうの機関なんです。長井市の検討機関ではございません。多分私の勘違いかどうかなんですけど、これは国がかわまちづくり事業を推進していただいているわけですね。かわまちづくり推進協議会というのが、国で組織された検討組織があるんですね。その会合に私が出たんです。ですから、当日は国交省の山形河川国道事務所の副所長さんなり長井出張所の所長さんなり河川課長さんとかいらっしゃったんですけども、そのことではないかなと思ったんですね。

（「そのことです」の声あり）

○内谷重治市長 そうですね。ですから市の組織ではありませんので、議事録等については国のほうで許可していただけるか、そういったことでお願いしなきゃいけないことだと思います。その辺のところは少し高橋議員のほうで誤ってとらえられたのかなと思ったものですから、これはあくまでも国の機関であります。

そこで私が話したのは、かわまちづくりというのは、実は長井市で計画を今しようとしている都市再生整備計画と密接につながるものですので、長井市としては、中心市街地の活性化あるいは本町中央の街路事業の進行にあわせてこういったことを行いながら、街路事業については引き続き駅前通りを、あるいは第1次まち交で行った文教の杜を生かすという視点も必要なものですから、そのための観光あるいは集客の増加についての具体的な施策を提案させていただきましたと、それがこういう内容で考えておりますということを説明したんですね。

ちょっと話がややこしくて申しわけありません。簡単にできるだけ申し上げますが、この事業は、国に対して市の実情に合わせた計画を出して特別に認めていただくという事業なんです。そうしますと、例えば社会資本整備総合交付金

事業、これはもう新しい民主党政権になってからすべての国交省関係の事業がまとめられたわけなんですけど、その中の都市再生整備計画事業というのはまた別枠で予算がつくものですから、非常に事業が計画的に進めやすい。しかし、長井市の場合はもう既に第1次を行っておりますから、第1次の検証を踏まえた上で第2次の今回の都市再生整備計画があるんです。第1次の6年前に行った事業については残念ながら十分な効果が出なかったと。この事業は、今回は来訪者のための新たな施設整備、来訪のPR等により、市の貴重な観光資源に基づく交流人口の減少抑制を目指すということが一つ。それから交流人口の減少抑制及び中心部への流動によりまちなかのにぎわいを呼び戻し、小桜館等の利用者増を図る、また、フットパスルートや公園、広場、観光交流センターを整備することにより、観光客数の増加と滞在時間の長期化を目指すという目標とか指標があるんです。それに基づいて今回やったものだと。

ですから、この基本的な目標から逸脱しなければ、何もかわと道の駅じゃなくても、あるいは本町広場でなくても花公園でなくてもいいと私は思ってますし、それなりのきちんとした理由づけをつければ、実は全体事業は認められましたけれども、変更でやることは可能ですということをお願いしてるんです。

ですから、かわと道の駅については、このかわまちづくり協議会、国のほうで定めた協議会ですね、つくってもらった協議会、その方々のメンバーも踏まえて検討委員会というのを私のほうでお願いしまして、3回ほど集まっていたいろいろな説明をして、第1候補としてあそこがいいということの候補地は出ました。しかし、それがもうがちがちでだめなんだということは、午前中の質問でも申し上げましたように、変更可能だと思います。しかし、今の段階で変更するとしたら、いろいろな制約があるもの

ですからそれをもう一度検討しないと、お金もいろいろかかりますので。そういうことだと思ってます。そんなことをちょっと、前置きが長くなりましたけども。

都市再生整備計画につきましては国土交通省から認定を受けましたが、計画申請は、繰り返しになります。概要の内容であるため、認定後に調査設計業務を行うことで事業の計画変更は認められており、また、事業メニューの中でできなくなった事業がある場合についても計画変更の認定を受ける必要があります。5カ年の整備計画すべての事業をそのとおりに必ず実施する必要はありませんが、目標とする整備方針や指標をクリアすることが必要で、先ほど申し上げた件ですね、特に基幹となる事業の変更にはそれ相応の理由が必要になるというふうに思います。

まず、柱である3つの事業、かわと道の駅、それから本町広場、花公園、それぞれきちんとした根拠があって理由があります。これらについてやっぱり議論することは十分に必要だと。ですから、そのために本来であれば事前に基本計画なり基本設計なり、つくらなきゃいけないんですが、私ども長井市も含めてこの事業を受ける自治体は、それをほとんどの場合省略してると思います。それは、事業認定をいただいた上で今度実施計画をつくるわけですね。その中で検討いただくと。これは補助を受けてつくれるわけです。しかし、お求めの内容は今の時点では出せませんので、そうしますと、単独事業ではありますけれども、議会の了承を得るにはそういった経済波及効果を含めた具体的な内容を示さないと議会では納得いただけないということから、今回予算を計上したということでございます。

次に、2点目の私の部分でございますけれども、行政機関、行政が積極的に対応してほしいということですね、中央地区における住居表示

事業の今後の展開についてでございますけれども。長井市といたしましては、街区方式の見直しについてはやはり慎重にならざるを得ないのかなというふうに考えております。

高橋議員がおっしゃるように、行政が積極的に対応する姿勢と取り組みと体制づくりをしていったらいいんじゃないかということでございますが、なかなか今の状況の中で新たな体制づくりというのは、午前中の今泉議員のご提言もそうだったんですが、新たな人を配置して新たな体制をつくってというのは相当無理があります。ですから、今年度については人がほとんどふえない状況の中で新たな業務がたくさん出てまいりましたので、苦肉の策でやっぱり横の連携も図るということから、プロジェクトなどを組織して通常業務に加えてまた別な業務を行ってもらおうということをしざるを得ない状況の中で、そういった体制づくりというのはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っているとでございます。

参考に、山形県内で住居表示を実施している6市、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、東根市でございますが、実施以降の相談、要望等について確認したところです。各市とも要望事例については、なしの回答でございました。逆に、もしそのような状況になれば、土地家屋の表示変更登記や銀行関係等の表示変更、郵便関連の変更等、相応の負担が発生すると。このような観点から、説明し理解を得るように考えているようでございます。以上です。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 高橋議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。若干市長と重複する部分についてはご容赦をお願いしたいと思います。

大きく2点でございますが、まず1点目のかわまちづくり推進協議会に提示された内容は、議会にはなぜ示されないのかというご質問にお

答え申し上げたいと思います。

観光交流拠点施設、かわと道の駅及び最上川河川緑地公園につきましては、平成23年9月に補正予算化いたしました地域活性化基盤整備推進計画調査の委託業務におきまして計画を検討するため、先ほど市長からもありました観光交流拠点施設整備検討委員会を開催しまして、市長が3回と申しましたが4回でございますので、4回にわたりまして検討されました。まとめていただいた報告書をもとにこのたびの観光交流拠点施設基本計画書としまして、24年3月末に成果納品されたものでございます。

このたび、かわと道の駅や最上川河川緑地公園につきましては、これも先ほど市長からありましたが、かわまちづくり支援事業と密接に関係があることから、このたびかわまちづくり推進協議会の全体会でご説明をさせていただいたものでございます。議会の皆様には前もって説明すべきであります。3月議会で示されました具体的な施設、建設後の維持管理費、事業運営、経済効果や雇用増の内容につきましてはこの基本計画書では説明できないため、このたび補正予算として計上しております。観光交流拠点施設基本設計と観光交流拠点施設経済波及効果等調査の業務委託を行った上、その成果を加えて説明をすべきと考えまして、このたびは説明を控えていたところでございます。

資料としまして、観光交流拠点施設基本計画書につきましては後ほど配付させていただきたいというふうに思います。また、このたびの会議はかわまちづくり推進協議会ではございますが、会議録につきましても後日お示しさせていただきたいというふうに思います。

大きな2番目でございますが、補正予算に計上されている調査や設計業務委託は何のために必要なのか、委託の手法はというご質問でございますが、3月定例会におきまして平成24年度予算として計上いたしました都市再生整備事業

費のうち、観光交流拠点施設に係る予算が修正されましたので、今後改めて補正予算として計上し、ご指摘された内容をお示ししてご理解をいただくため、このたび補正予算としてご提案をさせていただいたものでございます。

業務委託に当たりまして、観光交流拠点施設経済波及効果等調査につきましては特殊な調査業務であるため、一般のコンサルタントの業務の範囲にはなく受託実績やノウハウも持ち合わせておりませんので、特に北海道、東北地域に精通し公的機関からの受託実績が多くあり、高度の知識、経験に基づき公正で迅速な業務を行えるシンクタンクとしまして、財務省所管の特殊会社で政府出資100%の日本政策投資銀行、旧北海道東北開発公庫でございます、その関係機関として設立しました一般財団法人北海道東北地域経済研究所、いわゆるほくとう総研でございますが、そちらのほうに発注する予定としております。政府系の日本政策投資銀行の関係機関とするシンクタンクでは、ほかに一般財団法人日本経済研究所や株式会社日本経済研究所がありますが、特に北海道、東北地域の自立的かつ持続的発展に資するため、経済、産業等の調査研究を目的とする政策性と公共性の高いシンクタンクであることから、契約の相手方としてほくとう総研を選定いたしましたものでございます。

地方自治法の規定で認めている随意契約ができる場合としまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適さないものをするときという条項に適合する業務でございます。

なお、設計金額に当たりましては十分調査の上、金額を設定して見積もり合わせの上、契約を締結したいというふうに考えております。以上でございます。

○蒲生光男議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 順次質問にお答えしたい

と思います。

最初の住居表示の定着度でございますが、59年12月3日から27年、その後、寺東のほうは平成3年7月1日から20年と経過しており、定着しているものと受けとめておるところでございます。

2つ目の、50人以上の連署をもって云々の請求の事例であります。手元に残ってる資料では、変更請求明細として1人の方から最大27戸まで12件ありますが、これは50人以上の連署をもって云々の請求に当たらないではないかと判断しているところです。

3つ目、要望や意見が寄せられていることはどうかということですが、ここ5年では1件あります。私は昭和の末期から平成初めにこの住居表示に携わってたんですが、そのときはなかったというふうに記憶してます。前の前の課長に確認したら平成16年から18年もなかったということで、これは市民課長の引き継ぎ事項にもないということ、懸案事項としてはないということなものですから、当初、相当苦労して地区長会長さんが連日異議のある方回っていただいたり、あと地区説明会が31回、戸別訪問が何と422回実施して、最後というか、なかなか理解していただけない方には議員さんをお願いしたという、非常に苦労して実施を始めたという歴史を感じたところでございます。

それから、調査等が必要でないかというふうなことでございますが、件数が少なくてこれまで引き継ぎ事項もないということで、近年1件ございましたが、変更すれば、土地家屋の登記の変更とか銀行関係の変更、郵便貯金とか郵便の住所とかの関係の変更ということで相当の負担が発生するというので、そういうこともあってなかなか要望が出てないのかなと感じますし、私は、担当課として不便は全くないとは感じていません。地区と町名が違うということで、それぞれ違う方にはご不便をかけているなとい

うふうに感じておりますが、それは長年の中で市民の人も理解をどんどん深めていっているのかなというふうに思ってます。ついては、調査については慎重に検討したいというふうに考えております。

次のごみのほうですが、山形新聞で出ました内容について説明させていただきたいと思えます。

県内で28番目だということで、私も内容について確認しました。これは生活系と事務系のごみ、可燃、不燃、資源、粗大ということでカウントしてありますが、特に長井市のごみの量が多くカウントされた一番大きな理由としては、資源の中の生ごみ、レインボープランの堆肥用として収集した生ごみ、この22年度は767トンありました。それがカウントされたというのが一番多い要因だと考えております。集団回収についても、これもカウントされてます。ないとところに比べると相当不利だというふうなことであります。

あと事業系のごみについても、やっぱり事業所の集積が高いところ、長井市は不利になるのかなと。昼間の事業活動してるごみがカウントされるということで不利だと思います。

私も高橋議員と同じように、再資源化やリサイクルということは非常に重要なことだと思っております。ここでは全然カウントされていません。県の循環型社会推進課に問い合わせをしました。最初のお答えは、新聞に出たごみの量は10年以上環境省で行っておるものですから、一般廃棄物処理事業実態調査によるもので毎年同様な内容で調査しているので、様式の変更はできないという回答でした。生ごみは引いてくださいとお願いしたんですが、だめでした。

それで、生ごみの分別で頑張ってる可燃ごみの減量化に努めてる長井市民が評価されないのではないかということで申し上げました。この総量だと長井市はごみの排出が多い市としての評

価、結果になるということで申し上げたところ、県の担当者のほうからは、長井市についてはリサイクル率が県内で2番目だと、鮭川村がキノコの菌の再利用ということでナンバーワンということで、次に、この2つの自治体が断トツでリサイクル率が高いのだということで、これからは公表するときはリサイクル率の数値もあわせて公表するように改善しますというような回答でしたので、そのように報告させていただきます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。ちょっと再質問させていただきます。

まず、住居表示の関係でお伺いをしますが、調査は慎重にというお話でしたけれども、これは代がわりして解決する問題でないんです。当初は、いわばそうなったときに当時の世帯主を含めてしようねべというふうになっても、その代さ、そのうちに子供が生まれてその子が保育園に通ったり小学校に通ったり中学校に通ったりするたびに、何でおまえのところ違うのよということが出てくるわけです。そういうふうなことというのは繰り返されるんです。できれば同じくしてもらいたい。例えば私が大町に住んでるとするならば、その住んでいるのも大町というふうに変えてもらえないかと。そういう願いを持ってる人はいるわけね。それをするには、だけど、例えばAさんという人が私のところをこういうふうにしてもらいたいと市役所に申請して、じゃあよろしいというふうになんねえわけだ、それは。やっぱり行政が、こういうことで今まではこういう区割りでしたけども今度これはこういうふうに住居表示は変えますよという手続をしていかねえと、これはならない問題だと私は理解してるんです。だから、そういう実際声が起きてるということを具体的に知るためにも、調査は私は必要なんでないかというふ

うに申し上げてるんです。そのことは、ずっとこの間繰り返されてきてることよ、27年間。これからも多分繰り返されるであろうと。

おっしゃるとおり、単にそこの住所の町名を変更するだけでは済まない問題もあるわけです。そこも含めてどういうふうにしたらいいのかということをやっぱり担当のところでもう少し力を入れて対応してもらえないかというのが切なる思いなわけです。そういう機会を与えてもらえないかというのが彼らの要望なわけです。そこにやっぱり私はこたえていかんなねべというふうに思うんです。話を聞いて、そしてどうすると一番いいのだかと、その検討を私はしんなねでないかというのが一つです。

もう一つはね、実際例えば館町南に属していても、館町南何番何号という符号をされた街区のところと小出何番地っていうところがあるわけでしょ。そこは都市計画区域を拡大をし市街地区域を拡大をしてきたわけだから、そこに新たに張りついたうちもあるわけだから、それは当然にしてふやしていがんねえよ。この住居表示を拡大していがんねえわけです。そのことも含めて私はもう展望しながら着手できねえかというふうに申し上げてるのであって、そのことについてもう一回見解を、これ市長でしょうか、いただきたいというふうに思います。

現実的によっす、これ一番最初の住居表示の町割り、町名一覧です。ここには寺東区画整理事業入っていません。ここまっすぐにこういうふういきちとなってるそこはいいんですけども、そうでない、このぎざぎざっていうところが問題なんです。昔はこさ作場道あったのよ、堀があったのよ。そこで分けてあったけど、それいつの間にかもうなくなってしまっただけで、そういうふうなところもあるわけです。そういうふうなことも含めて私は再調査も必要なんだろうというふうに思うので、そこについて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

ちょっと時間が気になって。

市長にもう一つ、都市再生整備の関係で再質問させていただきたいというふうに思いますが、市長は変更可能だというふうにおっしゃっていて、国の認定は受けたんだと、これから実施計画をつくるというふうなことで、ここで議論しましょうというふうに言われたと理解をしているのですが、それでいいのかということだけもう一つ確認をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、ちょっと難しいなと思ったのは、指標、目標から逸脱をしなければいいという、この指標、目標というのは動かないということになるのでしょうか。そこももう一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

まち・住まい整備課長、申しわけないですが、基本計画書をきょうはいただけないということなのでしょうか。後日というのはいつでしょうか。結局この問題は予算委員会でもう一回議論しなきゃいけないというふうに思うので、配付をするなら早くしていただきたいんです。私は、新たに業者に対して波及効果を含めた資料を求めるということでなくて、かなり立派な基本計画書があるようですから、それに基づいて話を詰めるということではできないんですか。そのところだけお聞かせをいただきたいと思います。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 時間がないので手短かに申し上げます。

まず住居表示については、なお検討させていただきたいとお話はよくわかりました。ただ、とりあえず、まず検討して今後の方向性を探っていきたいと思います。

それから都市再生整備計画につきましては、指標ということはそれなりに、都市再生整備計画ですからどういうふうにして長井のまちを活性化させるかということがポイントなんです。そのためのある程度数字目標は出しております

ので、それを達成させることができるんです。それから別に違うものを提案いただければ、それでできるんだったらそれでいいですよ。私は何もこだわっておりません。例えば花公園にしても、花公園じゃなくてもいいと思います。もっとそれにまさるような案を出していただければそれでいいということです。

ただし、やっぱり今回は、ちょっとまち・住まい整備課長にも答弁しろということなのかわからないんですが、その資料はもう十分だというふうに今おっしゃいますが、でも私のほうからすれば、そういう理由で修正案、全員可決されたわけですから、そこの部分きちっと説明しなきゃいけないというふうに思っています。ですので、今ので十分だという議論は、それだったら何でそのときに言うてくださらないんですかと。

あと、3月のときには結局、検討委員会の報告出たのが後なんですけども……。

○蒲生光男議長 簡潔に願います。

○内谷重治市長 その部分については今回はそういうことで、やっぱりきちんと求められた数字を出さなきゃいけないのかなというふうに考えてるところです。

なお、資料については出せると思いますので、全員に、これ議長の許可がないとだめだというふうに聞いております。議長の許可をいただいて皆さんに配るというふうに考えています。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答えいたします。

基本計画書については本日ご配付したいと思います。ただし、議事録については、ちょっとこれからまとめるので後日というふうな表現をさせていただきました。

また、今、基本計画書をまとめたものは内容は本当に構想の内容でございまして、具体的な説明が基本計画書はできないというふうに思い

ますので、不十分な計画書でありまして、やはり少し調査設計を加えた上で説明すべきだというふうに考えております。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 以上で終わります。ありがとうございました。

○蒲生光男議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

我妻 昇議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位5番、議席番号7番、我妻 昇議員。

(7番我妻 昇議員登壇)

○7番 我妻 昇議員 よろしくお願ひいたします。大変気温が高くなりまして大分頭がぼうつとするような状態ではありますが、目の覚めるような議論の展開をしてみたいと思っておりますので、なるべく簡潔に質問いたします。できれば簡潔にご答弁、そして深い議論になりますようにご協力をお願いしたいと思います。

今6月定例会におきまして通告してあります2点について順次質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

1つ目の大きな質問は、観光振興と施設整備についてであります。順次質問してまいります。

まず、かわと道の駅及び最上川河川緑地公園の基本計画について、混乱が生じているのは進

め方の順序が間違っているからではないかについてであります。

さきの3月議会では、社会資本整備総合交付金を活用した都市再生整備計画についてさまざまな議論をいたしました。その際、再三にわたり申し上げたとおり、我々はその計画の大まかな概要は説明を受けたものの、詳細については知らされていませんでした。素案だから、たたき台だから、場所も決まっていない状態だからという答弁が目立ち、議論が成り立たない状態でありました。私の感覚では、3月議会は白紙の契約書に判こを押すような状態だったと言わざるを得ません。その結果、我々の判断として、残念ながら用地購入費を含む設計業務委託料を削除する修正案を提出し、可決するという選択肢しかありませんでした。

この結果をもたらした原因は、準備不足にもかかわらず強引に当初予算に盛り込むという間違ったやり方であり、まさにスピード感のなさであります。質問に立った議員の皆さんが聞き取ったのは、まずはどんな施設をつくりたいのか、建設費や維持管理費はどう積算しているのかであって、経済波及効果ではありませんでした。半年や1年前から順序立てて取り組んでいけば、議会でしっかりした議論ができたはずであります。山形鉄道に観光振興計画の素案作成を依頼するのも遅かったし、庁内での調整も遅かった。さらには、かわまちづくり推進協議会の答申も遅かった。逆に言えば、3月議会で当初予算に盛り込むのが早過ぎたと感じていますが、いかがでありましょうか。庁内の調整については、遅いというよりも、下から上がってくる忠告を無視してきたと言えるのかもしれませんが。

そのような状態の中で、今回6月定例会の補正予算では経済波及効果の調査委託料が計上されております。市長は議会のせいで余計なお金がかかってしまうというような発言を各所でし